

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、国民健康保険に関する事務における情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和6年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	海田町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ②世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給者証を発行する。 ③被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法第19第8号に基づく主務省令に基づいて、海田町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1 国民健康保険資格管理システム 2 国民健康保険給付管理システム 3 国民健康保険税管理システム 4 住民記録管理システム 5 個人住民税管理システム 6 収滞納管理システム 7 団体内統合宛名システム 8 中間サーバー 9 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 10 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）国民健康保険資格情報ファイル（国民健康保険資格システムDB）、（2）国民健康保険給付情報ファイル（国民健康保険給付システムDB）、（3）国民健康保険税情報ファイル（国民健康保険税システムDB）、（4）国民健康保険収滞納ファイル（収滞納システムDB）、（5）葬祭費支給申請書、（6）出産育児一時金支給申請書、（7）国民健康保険/限度額適用/標準負担額減額/限度額適用・標準負担額減額/認定申請書、（8）国民健康保険食事療養標準負担額減額申請書、（9）国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書、（10）国民健康保険特定疾病療養受療証交付申請書、（11）国民健康保険高額療養費支給申請書、（12）国民健康保険一部負担金/免除/減額/支払猶予/申請書、（13）国民年金被保険者異動届兼国民健康保険被保険者異動届、（14）国民健康保険被保険者等交付申請書、（15）国民健康保険移送費支給申請書、（16）第三者行為による被害届、（17）特別の事情に関する届出書、（18）原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表44の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、番号法第19条第8号に基づく主務省令) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(164、165、166) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(13の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(19の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、141の項) : 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) : 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) 第4条(2の項)、第5条(3の項)、第8条(6の項)、第15条(13の項)、第18条(16の項)、第21条(19の項)、第29条(27の項)、第40条(38の項)、第44条(42の項)、第50条(48の項)、第58条(56の項)、第67条(65の項)、第71条(69の項)、第85条(83の項)、第89条(87の項)、第117条(115の項)、第127条(125の項)、第133条(131の項)、第139条(137の項)、第143条(141の項)、第147条(145の項)、第160条(158の項)、第163条(161の項)、第175条(173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会照会の根拠) 第71条(69の項)、第72条(70の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民課	
②所属長の役職名	住民課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	住民課長 吉本 真人	住民課長 水川 綾子	事後	所属長の変更による
平成28年8月23日	IIしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成28年8月1日	事後	対象人数の再確認による
平成28年8月23日	IIしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成28年8月1日	事後	対象人数の再確認による
平成29年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号	事後	法律の改正による
平成28年8月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	削除	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	未記載	第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	未記載	: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	未記載	: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(15の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)	: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)	事後	記載事項の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	未記載	: 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠（別表第二における情報提供の根拠）	: 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)	: 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	: 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号ロ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項	第1条(1の項)、第2条(2の項)、第3条(3の項)、第4条(4の項)、第5条(5の項)、第8条(9の項)、第10条の2(12の項)、第12条の3(17の項)、第15条(22の項)、第19条(26の項)、第22条の2(33の項)、第24条の2(39の項)、第25条(42の項)、第31条の2(58の項)、第33条(62の項)、第43条(80の項)、第44条(87の項)、第46条(93の項)、第49条(97の項)、第53条(106の項)、第55条の2(109の項)、第59条の3(119の項)	事後	省令が公布されたこと及び情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	※別表第二の30、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	省令が公布されたこと及び情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。	削除	事後	記載事項の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。	削除	事後	記載事項の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二における情報照会の根拠)	: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	削除	事後	情報連携事務の確認による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二における情報照会の根拠)	:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)	:第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43の項)	事後	法律の改正による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二における情報照会の根拠)	:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	削除	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報照会の根拠)	:第20条、第25条、第26条	第25条(42の項)、第25条の2(43の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報照会の根拠)	※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	情報連携事務の確認による
平成30年2月6日	II しいき値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日	平成29年9月1日	事後	対象人数の再確認による
平成30年2月6日	II しいき値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日	平成29年9月1日	事後	取扱者数の再確認による
平成31年4月1日	II しいき値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日	平成31年4月1日	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月1日	II しいき値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日	平成31年4月1日	事後	取扱者数の再確認による
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、	第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、	事後	情報連携事務の確認による
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 (別表第二省令における情報提供の根拠)	未記載	第11条の2(15の項)、第20条(27の項)	事後	情報連携事務の確認による
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 8.監査	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	－	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 水川 綾子	住民課長	事後	所属長の変更による
令和2年7月13日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	未記載	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事前	法律の改正による
令和2年7月13日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	同上	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	法律の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③ システムの名称	未記載	10 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	法律の改正による
令和2年7月13日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	未記載	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法律の改正による
令和2年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法律の改正による
令和2年10月28日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険資格情報ファイル(国民健康保険資格システムDB), (2)国民健康保険給付情報ファイル(国民健康保険給付システムDB), (3)国民健康保険税情報ファイル(国民健康保険税システムDB), (4)国民健康保険収滞納ファイル(収滞納システムDB), (5)国民健康保険療養費支給台帳ファイル(エクセル), (6)葬祭費支給台帳ファイル(エクセル), (7)出産育児一時金支給台帳(エクセル), (8)国民健康保険限度額適用認定リスト(エクセル), (9)標準負担額減額認定リスト(エクセル), (10)限度額適用認定証・標準負担額減額認定証交付者リスト(エクセル), (11)国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給台帳(エクセル), (12)特定疾病交付者名簿(エクセル), (13)被保険者証確認リスト(エクセル), (14)国民健康保険資格証明書対象者名簿(エクセル), (15)高齢受給者証名簿(エクセル), (16)職権資格喪失対象者リスト(エクセル), (17)マル学該当者名簿(エクセル), (18)住所地特例一覧表(エクセル), (19)特定疾病交付者名簿(エクセル), (20)退職振替名簿一覧表(エクセル), (21)限度額適用認定証(エクセル), (22)標準負担額減額認定証(エクセル), (23)限度額適用認定証・標準負担額減額認定証交付者リスト(エクセル), (24)高額療養費台帳(エクセル), (25)療養費支給台帳(エクセル), (26)食事療養減額台帳(エクセル), (27)医療費返還名簿(エクセル), (28)第三者行為委任一覧(エクセル), (29)高額介護合算療養費支給対象者リスト(エクセル), (30)国民健康保険資格証明書対象者名簿(エクセル)	(1)国民健康保険資格情報ファイル(国民健康保険資格システムDB), (2)国民健康保険給付情報ファイル(国民健康保険給付システムDB), (3)国民健康保険税情報ファイル(国民健康保険税システムDB), (4)国民健康保険収滞納ファイル(収滞納システムDB), (5)葬祭費支給申請書, (6)出産育児一時金支給申請書, (7)国民健康保険/限度額適用/標準負担額減額/限度額適用・標準負担額減額/認定申請書, (8)国民健康保険食事療養標準負担額減額申請書, (9)国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書, (10)国民健康保険特定疾病療養受療証交付申請書, (11)国民健康保険高額療養費支給申請書, (12)国民健康保険一部負担金/免除/減額/支払猶予/申請書, (13)国民年金被保険者異動届兼国民健康保険被保険者異動届, (14)国民健康保険被保険者等交付申請書, (15)国民健康保険移送費支給申請書, (16)第三者行為による被害届, (17)特別の事情に関する届出書, (18)原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書	事後	記載事項の確認による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法律の改正による
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)	第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)	事後	省令の改正による
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)	第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)	事後	省令の改正による
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第59条の3(119の項)	第59条の3(120の項)	事後	省令の改正による
令和5年9月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第31条の2(58の項)	第31条の2の2(58の項)	事後	省令の改正による
令和5年9月8日	IIしきい値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和5年4月1日	事後	対象人数の再確認による
令和5年9月8日	IIしきい値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和5年4月1日	事後	対象人数の再確認による
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場福祉保健部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 町民生活部 住民課 国保年金係 電話:082-823-9206 ファックス:082-823-9627	事後	令和6年4月1日の組織改編後の変更
令和6年4月1日	II しいき値判断項目の基準日 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	対象人数の再確認による
令和6年4月1日	II しいき値判断項目の基準日 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	対象人数の再確認による
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	※別表第二の30、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	省令が公布されたこと及び情報連携事務の確認による
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠(別表第二省令における情報提供の根拠)	第1条(1の項)、第2条(2の項)、第3条(3の項)、第4条(4の項)、第5条(5の項)、第8条(9の項)、第10条の2(12の項)、第12条の3(17の項)、第15条(22の項)、第19条(26の項)、第22条の2(33の項)、第24条の2(39の項)、第25条(42の項)、第31条の2(58の項)、第33条(62の項)、第43条(80の項)、第44条(87の項)、第46条(93の項)、第49条(97の項)、第53条(106の項)、第55条の2(109の項)、第59条の3(119の項)	第1条(1の項)、第2条(2の項)、第3条(3の項)、第4条(4の項)、第5条(5の項)、第8条(9の項)、第10条の2(12の項)、第12条の3(17の項)、第15条(22の項)、第19条(26の項)、第22条の2(33の項)、第24条の2(39の項)、第25条(42の項)、第31条の2(58の項)、第33条(62の項)、第43条(80の項)、第44条(87の項)、第44の2(88の項)、第46条(93の項)、第49条(97の項)、第53条(106の項)、第55条の2(109の項)、第59条の3(119の項)	事後	省令が公布されたこと及び情報連携事務の確認による
令和6年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二	番号法第19第8号	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	別表第一の30	別表44	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 2	別表第一	別表	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 <オンライン資格確認の準備業務>	別表第1 項番30	別表 項番44	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、番号法第19条第8号に基づく主務省令)	事後	省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項)	事後	省令の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(15の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) : 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する情報」が含まれる項(109の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)	: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(13の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16の項) : 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(19の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、141の項) : 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する情報」が含まれる項(137の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項)		省令の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	: 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項) : 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)	: 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項)		
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条(1の項)、第2条(2の項)、第3条(3の項)、第4条(4の項)、第5条(5の項)、第8条(9の項)、第10条の2(12の項)、第11条の2(15の項)、第12条の3(17の項)、第15条(22の項)、第19条(26の項)、第20条(27の項)、第22条の2(33の項)、第24条の2(39の項)、第25条(42の項)、第31条の2の2(58の項)、第33条(62の項)、第43条(80の項)、第44条(87の項)、第44条の2(88の項)、第46条(93の項)、第49条(97の項)、第53条(106の項)、第55条の2(109の項)、第59条の3(120の項) ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) 第4条(2の項)、第5条(3の項)、第8条(6の項)、第15条(13の項)、第18条(16の項)、第21条(19の項)、第29条(27の項)、第40条(38の項)、第44条(42の項)、第50条(48の項)、第58条(56の項)、第67条(65の項)、第71条(69の項)、第85条(83の項)、第89条(87の項)、第117条(115の項)、第127条(125の項)、第133条(131の項)、第139条(137の項)、第143条(141の項)、第147条(145の項)、第160条(158の項)、第163条(161の項)、第175条(173の項)	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、43の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第25条(42の項)、第25条の2(43の項)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠) 第71条(69の項)、第72条(70の項)	事後	省令の改正による